

市民の会代表
富士根信子議員



○市民総合文化祭など文化事業への支援と協力について ○こども施策に対するこどもとこどもの養育者の意見聴取と反映について

議 行政、教育機関、地域の人がもつと関心を持って、一人ひとりが心豊かに生きる社会を目指すことが、次世代へと受け継がれていく持続可能な社会に繋がっていくと考えます。今後、文化事業に対しての文化協会が力を合わせ、知恵を出し合い、青少年への文化芸術活動を活発にし、継承することを期待して、さらなる支援と協力のあり方について市の見解を伺う。

理 10月に「かつやまWakuWaku文化フェスタ2023」と称し、これまで実施してきた市民総合文化祭の文化団体や学校児童による展示・芸能発表に加え、多文化の体験交流や市民によるマルシェ、キッチンカー等が集う複合型イベントを開催する。また、市内で開催される式典やイベント時に、市内で活躍する音楽家の生演奏を取り入れるなど、市民が優れた文化芸術に触れ合う場を創出してきたい。

さらに、文化芸術活動にも、市民団体が主体となったまちづくり活動を応援する「ちよいチャレ応援事業」や「わくわくクラウドファンディング支援事業」をぜひ活用していただきたい。

議 こども基本法のこども施策の基本理念に「全てのこどもについて、意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保されること」と「こどもまたはこどもを養育するものその他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」とある。

勝山市での子どもの参画方法や子どもと子どもの養育者からの意見の聴取とその反映方法について伺う。

理 国の「こども大綱」がまだ示されておらず、今後、こども大綱やそれに基づく県の「こども計画」が策定された際には、子どもや子どもの養育者等の意見を反映し、市の「こども計画」を策定していく。

令和6年度には、勝山市子ども・子育て支援事業計画の改訂を予定しており、その準備として、令和5年度に未就学児童と小学生の保護者を対象としたアンケート調査を実施する予定である。

市民の会
中山光平議員



○総務文教厚生委員会で行われたインボイス制度説明について

その他の質問

- ・LGBT、パートナーシップ宣誓制度等について
- ・マイナンバーカードについて
- ・勝山市キッチンカー導入支援事業補助金交付要綱について
- ・市職員のマスク対応等について

議 インボイス制度の中止等求める陳情が届いた際に、インボイスについて行政からの説明の中で「益税」について触れられていた。この益税は、「事業者が免税事業者の場合、消費者から預かった消費税を納税していない」という意味で間違いないか。

理 説明で申し上げた消費税の「益税」の意味は、本来、国庫に納付される消費税の一部が、特例措置により前々年または前々事業年度の課税売上高が1000万円以下の免税事業者の場合、納付が免除されることにより合法的に免税事業者の手元に残るということ。なお、国の見解において、消費者が事業者を支払った消費税分は、「消費者から預かった消費税」という表現はしていない。

議 原告が「事業者は消費者からの預かり金である消費税の納税を仕入額控除によって免れており、ピンハネをしている（益税を得ている）」と主張し、国に対して訴訟した判決（1990年3月26日東京地方裁判所 平成元年（ワ）5194号）では、ピンハネの部分について次のように書かれている。「事業者が取引の相手方から收受する消費税相当額は、あくまでも当該取引において提供する物品や役務の対価の一部である。この理は、免税事業者や簡易課税制度の適用を受ける事業者についても同様であり（中略）税徴収の一過程において税額の一部を横取りすることにはならない。」つまり、益税はないと言っている。

しかし、一般には「預かり金」や「益税」という言葉が多用されていて、実際に行政からの説明ですら益税という言葉が使われていた。こういった間違った認識によって、不採択となった陳情もある。政治に関わる議員や行政は、国や県からの情報を鵜呑みにすることなく情報を確認し、考えるリテラシーが必要と考える。

※インボイス制度については参考資料（QRコード）をご覧ください。参考資料1
参考資料2



参考資料1



参考資料2